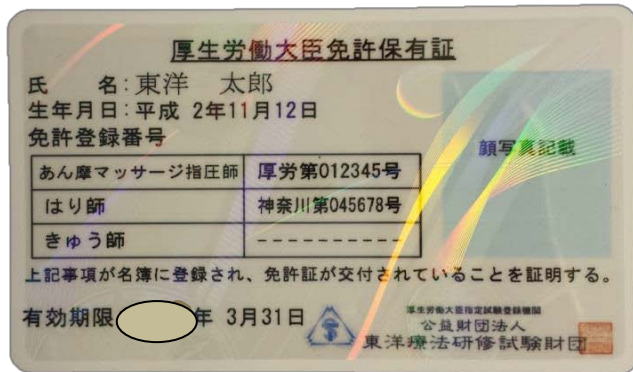


「厚生労働大臣免許保有証の発行について」

「厚生労働大臣免許保有証」とは

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が、免許を保有していることを示すための携帯用カードです（被施術者が国家資格者による施術と認識できるように施術者の保有免許を示すカードとなります）。**免許証に代わるものではありません。保健所での施術所開設手続き等では使用できません。**



※公益財団法人東洋療法研修試験財団が発行します。

※厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので、免許保有者が必ず保有しなければならないものではありません。

※大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。

※有効期限は発行日より5年間です。

※申請書類(新規申請、書換え、再交付、更新)の受付・発行は年1回です。

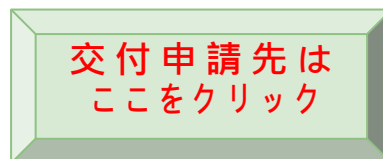
※保有証の書換え、再交付を行った場合でも、有効期間は新規または更新発行時のものになります。書換え、再交付時に新たに有効期間が始まるということはありません。

※複数免許がある場合（例 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の3免許）でも、「厚生労働大臣免許保有証」は1枚の発行となります。

◆ 交付申請手続き（申請受付団体等）

右記をクリック頂き、申請手続きを行える団体をご確認ください。
（当財団では申請用紙の配付等を行いません。）

詳細は各申請受付団体までお問い合わせ下さい。



◆ 発行手数料

4,000円（消費税含、実費相当）

◆ 発行に必要な書類

①申請用紙、②本人確認書類（※1）、③住民票（※2）、④あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証の写し、⑤写真（パスポート用のサイズ・規格 2枚）

詳細は上記の各団体にお問い合わせ下さい。

※1 運転免許証、パスポート、個人番号カード(マイナンバー)の表面等

※2 本籍地記載で発行日から6ヶ月以内のもの

◆ 申請受付開始

申請受付団体で令和3年7月1日より受付を開始します。

◆ 申請受付締切

申請受付団体に令和3年8月31日までに提出して下さい。

◆ 保有証送付日

令和4年3月発送（予定）

以上

保有証が不要(死亡等)
になった場合

保有証の返納

右記をクリック頂き、返納手続きをご確認ください。

返納手続きは
ここをクリック